

東北アジア学術交流懇話会ニューズレター

うしとら

第49号

● 目次 ●

論点：日本の対口政策	1
東北アジア通信：北方領土の現状	2～9
トピックス：東北アジア学術交流懇話会 会則の改正	10
編集後記	10



日本の対口政策

東北アジア学術交流懇話会 副会長 吉田 進
(公益財団法人環日本海経済研究所名誉理事長)



「私は3年4カ月の在任中に6人の首相に仕えることが出来た」－宮本雄二駐中国大使の帰国の挨拶である。

国家の最高指導者が短期間で変わる－これは最近の日本における政治の特長といえる。日本の社会は、政治的、経済的改革を求めている。小泉内閣がそれに応えて一連の改革を行った。しかし、その後の政権は、どちらかと言うとその行きすぎた側面に気を取られ、改革に逆行する政策をとった。その結果、政治は行き詰まり、短時間に退陣を余儀なくされ、自民党は民主党に政権を譲った。

では、対口外交はどのように展開されたか。最も典型的なのは、麻生首相の対応である。2009年2月、メドベージェフ大統領が麻生総理をユジノサハリンスクに招待し、対日天然ガスの輸出を祝い、平和条約締結の交渉は新しいスタートを切った。しかし、5月にプーチン首相と会談をした直後、6月11日の参議院予算委員会において、麻生総理は「北方領土ではロシアの不法占拠が続いている」と発言した。また「日本の固有領土」と明記した北方領土問題等解決促進特別措置法改正案が同日衆議院を通過した。この結果、ロシアの上院、下院では、大きな抗議行動が起こり、平和条

約の交渉は事実上中断した。更にその背景には、「自由と繁栄の弧」というNATOと日本を結びつける麻生総理の主張があり、ロシアにはそれがロシア包囲論に映った。

11月15日の鳩山・メドベージェフ会談は、北方領土の問題を鳩山政権下で解決しようと宣言したが、鳩山内閣は本格的な交渉以前に退陣した。

2010年11月1日にメドベージェフ大統領が国後島を訪れ、日本政府は日本国民の民意に反するものと厳重な抗議を行った。11月13日の日ロ横浜会議では、両首脳がこの問題を取り上げ、双方の立場を確認し、「領土問題の解決を含め、あらゆる分野での関係を強化していくことで一致」した。しかし今年に入って、2月7日の国民大会で菅総理はこの問題に触れ、「許しがたき暴挙」と発言した。右翼はロシアの国旗を踏みにじり、弾丸がロシア大使の所に届いた。ロシア側の抗議に、「事実関係を調べる」と官房長官は回答するに止まった。

2月11日にモスクワでは、「このような雰囲気では会議を行うのにふさわしくない」というラブロフ外相の発言に始まる外相会議が行われた。前原外相とラブロフ外相、フリステンコ産業貿易大臣の会談では、「政治、経済・文化、国際関係等の分野で日ロ関係を発展させる。双方にとって受け入れ可能な解決策を模索するため、静かな環境下で協議を継続することで意見の一致」を見た。ここでようやく正常な関係に戻った。

これまでの経緯を見ると、両国政府は、平和条約を結び、善隣関係を樹立すると言う政策を貫いてきたのか。自己主張だけをしてそれで満足していないか。日本は短期政権であっても、政策の継続性はあってしかるべきである。日本の経済にとってきわめて関係の深いシベリアの資源開発を本格的に進める政策をとるのか。日本の対口政策は、試練にたたされている。(平成23年4月17日寄稿)



写真 2月11日、政府間の覚書に署名する前原外相とフリステンコ産業貿易大臣

東北アジア通信

北方領土の現状

東北大学総長室 特任教授 東 良信

はじめに

日ロ双方のマスコミは北方領土問題をめぐる対立ばかり書き立てている。北方領土問題を取り扱ってきた私には、ソ連崩壊後20年、日ロ関係は基本的には前向きに進んできたと思える。最近のことはいくつかの要因があり、少々こじれてはいるがそれほど気にする必要はないと考えている。というのも、機会があればご紹介するが、2001年3月森総理とプーチン大統領とイルクーツクで会談した際に発表された「イルクーツク声明」があり、まだその当事者が政治的にも行政的にもロシアで健在であるからである。

この「イルクーツク声明」にはこのようなことがかかれている。

- ・ 1956年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言が、両国間の外交関係の回復後の平和条約締結に関する交渉プロセスの出発点を設定した基本的な法的文書であることを確認した。(ここには平和条約を結べば、ソ連は歯舞と色丹を日本に引き渡すと書いてある)
- ・ その上で、1993年の日ロ関係に関する東京宣言に基づき、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより、平和条約を締結し、もって両国の関係を完全に正常化するため、今後の交渉を促進することで合意した。(これは、歯舞や色丹だけでなく、国後や択捉の帰属も「東京宣言」(1993年)「歴史的経緯、法と正義の原則に沿ってこの問題を解決する」という合意)に則って、交渉するということ)

さらに言うならば、ロシア外交において大切なのはこの「イルクーツク声明」の末尾にある次の一文であろう。こう書いてある。「双方は、交渉を行う上できわめて重要なのは、日ロ関係において、相互理解、信頼及び多様な方面における幅広い互恵的な協力に基づく雰囲気を維持することであることを基本とする。」

私はこのような立場で交渉を続けていくことが肝要であると考えている。

今回の東北アジア通信では、このような時事的なことよ

り北方4島の現状(自然環境、行政、立法、司法、人口)について、内閣府北方対策本部の北方地域総合実態調査レポートから引用してご紹介する。

第1章 自然環境

1. 面積・地勢

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の四島を合わせた面積(周辺の小島を含む)は約5,036km²で、千葉県(5,082km²)や愛知県(5,116km²)とほぼ同じである。

北海道根室市にある納沙布岬からの距離は、最も近い貝殻島が3.7km、色丹島が73.3km、国後島が37.4km、最も遠い択捉島が144.5kmである。

(1) 歯舞諸島

貝殻島、水晶島(13.71km²)、秋勇留島(2.73km²)、勇留島(10.63km²)、志発島(59.50km²)、多楽島(11.69km²)、海馬島などからなる。これらの島の合計面積は100km²で、小笠原諸島(104km²)とほぼ同じである。

各島とも緩慢な起伏のある丘陵地で、笹が生い茂り、樹木はほとんどない。

(2) 色丹島

島の面積は253km²で、徳之島(248km²)とほぼ同じである。長さ28km、幅10kmの島で、島全体が緑に覆われ、なだらかな丘陵で、最も高い山は最北部の斜丹山^{シコタン}で(「シコタン」山、405m)である。

(3) 国後島

島の面積は1,449km²で、沖縄本島(1,207km²)より大きい。

- 1 国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(平成20年)による。貝殻島、海馬島については記載なし。
- 2 「クリル諸島」の標高は、「サハリン州地図Ⅱクリル諸島」(1994年)によるため、我が国の保有するデータと異なる場合がある。なお本稿では、書籍名に関して出典を正確に示すために、「クリル」という表現であっても「」は付さないこととする。

☆ 編集室記： 東(ひがし) 良信先生は、平成22年7月2日東北大学総長室 特任教授に着任され、平成21年に開設されたロシア推進室等を通じてご指導を戴くなど、東北アジア研究センターと関係の深い方です。以下、先生の略歴をご紹介致します。
長崎県出身の先生は、東京大学法学部卒業後総理府に入府され、総務庁統計センター管理課長・外務省在ジュネーブ国際機関日本政府代表部参事官・内閣官房外政審議室審議官、沖縄開発庁総務局総務課長・経済産業省官房審議官(中小企業担当)・内閣府政策統括官(沖縄担当)、そして平成19年には内閣府審議官(沖縄及び北方対策担当)兼北方対策本部北方対策副本部長を歴任され、さらに平成20年に退官後、ルーマニア大使をご経験されておられます。

東北アジア通信

野付半島沖合16kmの地点から北東に延びる全長122km、最広部が30km、最狭部が6kmの細長い島である。

全体に山がちで、北方四島で最高峰の爺爺岳²（「チャチャ」火山、1,819m）や羅臼山²（「メンデレーエフ」火山²、887m）、泊山²（「ゴロブニノ」火山、541mなどがある。一菱内湖などいくつかの温泉があるが、利用のための施設はほとんどない。南西部の海岸には「材木岩」と呼ばれる巨大な柱状節理がある。

(4) 択捉島

島の面積は3,184km²で、北方四島の中で最も大きい。鳥取県(3,507km²)よりやや小さい。全長204km、最広部が30km、最狭部が6kmの弓形に延びた形状の島である。

国後島と同じく、火山と温泉が多い。西単冠山²（「ストカプ」山、1,634m）や散布山²（「ボグダン・フメリニツキー」火山²、1,585m）、神威岳²（「カムイ」山、1,322m）など、1,000m級の山が10（活火山が8つ、活動を止めている火山が2つ）ある。北東端の海岸沿いには、高さ141mの「ラッキベツの滝（「イリヤ・ムロメツ」）がある。

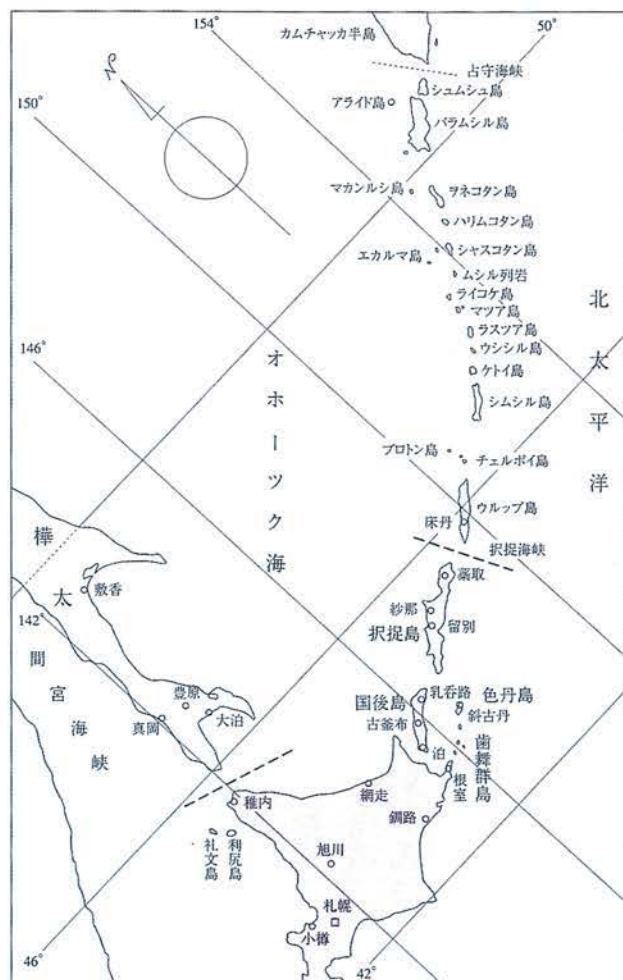


図1-1 北方領土略図

2. 気候

黒潮と親潮、2つの海流の影響で、一年を通じて寒暖の差が小さく、気候は北海道東部とそれほど変わらない。

最も暑い8月の平均気温は15℃前後、最も寒い2月の平均気温は-6℃前後である。年間平均降水量は1,100mmから1,300mmであり、冬季の積雪はそれほど多くない。夏季を中心に霧が多く発生する。

3. 動植物

陸上にはヒグマ、キツネ、ウサギ、クロテン、イタチなど、周辺水域にはゴマフアザラシやゼニガタアザラシ、トド、クジラ、イルカ、ラッコなどが生息する。渡り鳥や水鳥も多く、シマフクロウやエトビリカなどの珍しい鳥も見られる。

森林はトドマツ、エゾマツ、シラカバ、ダケカンバ、ブナ、ミズナラなどで形成されている。なお、1984年ロシア政府によって、国後島を中心とする653km²が「『クリル』自然保護区」に「指定」された。

第2章 行政・議会・司法

北方四島はロシアの「行政区分」では、ロシア連邦を構成する83³の「連邦構成主体」の一つであるサハリン州に属している。サハリン州には、ユジノサハリンスク市と17の地区及びワッフルシェフ（旧ポロナISK地区内の町）の合わせて19の行政区が置かれている。

地区レベルでは、歯舞群島と色丹島、国後島が「南クリル地区」に属し、択捉島が得撫島、新知島とともに「クリル地区」に属している。「南クリル地区」は、国後島に古釜布（「ユジノクリリ斯克町」）と4村、色丹島に穴澗（「クラボザボツコエ村」）と斜古丹（「マロクリリスコエ村」）があり、合計1町6村から成る。「クリル地区」は、択捉島に紗那（「クリリ斯克市」）と6村があり、1市6村から成る。

なお、「南クリル地区」の歯舞群島、「クリル地区」の得撫島と新知島には「国境警備局」職員以外の居住者はいない。

また、2005年9月には、州を5つのブロックに分け、各ブロックに「州知事全権代表」のポストが新設されたが、2010年1月1日付の機構改革で廃止された。

1. 「南クリル地区」の議会と行政府

「南クリル地区」の議会は「自治体首長」と12人の「議員」で構成されている。「自治体首長」及び議員は住民の「直接選挙」で選ばれる。任期は4年である。「自治体首長」は「地

3 2007年1月1日、シベリア連邦管区のタイムイル自治管区とエヴェンキ自治管区がクラスノヤルスク地方に統合された。同7月1日、極東連邦管区のカムチャツカ州とコリヤーク自治管区が統合され、カムチャツカ地方が誕生した。2008年3月1日、シベリア連邦管区のアガ・プリヤート自治管区がチタ州に統合された。これで連邦構成主体の数は88から83となった。

東北アジア通信

区議会議員」を兼任している⁴。直近の「選挙」は2009年10月11日に行われ、ワシーリー・ソロムコ氏が「南クリル地区」の「自治体首長」―「地区議会議員」に選出された。

「南クリル地区」の行政の長は、「地区長」であり、「議会」で決定された方法により「公募」され、「議会」から任命される。「地区長」は「自治体首長」との契約に基づいて職務を行い、任期は次の「自治体首長」が就任する日までである⁵。2009年末より「地区長」の公募が行われ、2010年1月20日、「地区議会」によりオレグ・グセフ氏が「地区長」に任命された。

「地区行政」は「商業部」「水産部」「文化・観光部」「教育部」「青少年・スポーツ部」「自然保護部」「財務部」「経済部」「地区財産管理部」「民間防衛・非常事態部」「会計部」「総務部」で構成されている。

・「自治体首長」―「地区議会議員」

：ワシーリー・ソロムコ氏（2009年10月、「住民選挙」により選出。「統一ロシア」、得票率33.19%）

・「地区長」：オレグ・グセフ氏（2010年1月、「地区議会」により任命。前職は株「トゥルド・サハリン」の「南クリル」支社長）

2. 「クリル地区」の議会と行政

「クリル地区」の議会は住民の「直接選挙」で選ばれた10人の「議員」によって構成されている。任期は4年である。「クリル地区」の議会の最高責任者は、「クリル地区」の「自治体首長」―「地区議会議員」である⁶。「自治体首長」―「地区議会議員」は、選挙後の第1回議会の際に「クリル地区議会議員」の中から、3分の2以上の合意により選出される⁷。「クリル地区」の「議会議員選挙」は、2009年10月11日に実施され、「自治体首長」―「地区議会議員」には、ナタリヤ・オシキナ氏が選出された。

2010年1月14日、アレクサンドル・ボンダリ氏が「地区長」に選出された。「南クリル地区」同様、「地区長」は「自治体首長」との契約に基づいて職務を行っている。任期は、議員と同じ4年である⁸。現在の「地区長」は、2010年1月14日に選出されたアレクサンドル・ボンダリ氏である。

「地区行政」は、「経済部」「教育・文化・観光・スポーツ部」「地区財産管理部」「財務部」「総務部」「民間防衛・非常事態部」

「会計部」「文書管理部」で構成されている。

・「自治体首長兼地区議会議員」

：ナタリヤ・オシキナ氏（2005年10月、「地区議会」により「自治体首長」―「地区議会議員」に選出。「統一ロシア」）

・「地区長」：アレクサンドル・ボンダリ氏（2010年1月より現職。前職は極東軍管区ウスリー地区住宅管理局長）

3. 「南クリル地区」の司法制度⁹

サハリン州には州裁判所が1つ、市裁判所、地区裁判所がそれぞれ9つ、駐屯地軍事裁判所が1つ置かれている。そのうち北方四島に配置されているのは「クリル地区裁判所」（択捉島紗那）、「南クリル地区裁判所」（国後島古釜布）、「クリル駐屯地軍事裁判所」（択捉島瀬石（「ガリャーチエ・クリュチ村」））である。

戦後、「南クリル地区」では「南クリル地区民事局長令」（12月16日付№84）に従い、「1946年10月15日付、南サハリン州に関する司法省の管轄についての命令（№66）」に基づき、ニコライ・チルコフ氏が「南クリル地区人民裁判所¹⁰裁判官」として承認された。

1994年10月5日に起きた地震による損壊のため、「南クリル地区裁判所」は業務に適さない別の事務所への移動を余儀なくされた。また、1997年から2000年まで、同「裁判所」には「裁判官」が不在となり、この期間は古釜布まで「出張裁判官」が派遣されていた。2000年によろやく大統領令によってイリヤ・ズニコフ裁判官が「南クリル地区裁判官」に任命され（2000年6月23日付、大統領令№1160）、これ以降「地区裁判所」は機能するようになった。新しい「裁判所」も建設され、現在の「南クリル地区裁判所」は古釜布の「グレチコ通り」に設置されている。2005年には大統領令によって3人目の「裁判官」が任命された（2005年8月3日付大統領令№915）。

4. 「クリル地区」の司法制度¹¹

「クリル地区」の「人民裁判所」は1947年7月23日に承認された。当初は紗那（「クリリスク市」）のエウドキモワ通りに設置され、「人民裁判官」、「裁判所書記官」、「公判書記官」、「執達吏」から構成されていた。1987年に「クリル地区人民裁判所」は拡大され、レーニンスカバ・コムソモラ通りの新しい建物に移転した。

4 「南クリル地区」自治体規則第30条

5 「南クリル地区」自治体規則第46条

6 「クリル地区」自治体規則第28条では、「クリル地区自治体首長」と、「クリル地区議会議員」は同じ意味であると規定されている。

7 「クリル地区」自治体規則第28条

8 「クリル地区」自治体規則第45条

9 南クリル地区裁判所公式HPを参考にした。
<http://u-kurilskiy.sah.sudrf.ru/>

10 「地区人民裁判所」はソ連の裁判所体系の末端に位置する第一審裁判所であった。

11 「クリル地区裁判所」公式HPを参考にした。
<http://kurilskiy.sah.sudrf.ru/index.php>

東北アジア通信

現在の「クリル地区裁判所裁判長」は、2005年10月11日に大統領令によって任命されたイリーナ・スリーナ氏、「裁判官」は2007年8月13日に大統領令によって任命されたアンドレイ・ゼレンスキー氏である。2010年1月15日には大統領令によってアレクサンドル・コヴァルチュク氏が新たに「裁判官」に任命された。

各連邦構成主体には地区裁判所の他に、治安判事 (Mirovoi sud'ia) が置かれている。治安判事はそれぞれの管轄地区で起こった軽微な民事、行政、刑事事件の第一審を行う¹²。治安判事が任務を遂行する管轄区は「裁判区」 (Sudebnyi uchastok) と呼ばれる¹³。1999年12月29日付連邦法「連邦構成主体における治安判事の総数と裁判区の数に関して」に基づき、サハリン州には当初30の裁判区が導入されることになったが、2008年にサハリン州議会によって33に改定することが承認された¹⁴。「クリル地区」、北クリル地区、

「南クリル地区」の裁判区番号はそれぞれ21、22、23であり、一人ずつ治安判事が配置されることになった。

「クリル地区」ではアンナ・オシキナ氏が「治安判事」に任命され、2007年3月1日から「第21裁判区治安判事」が執行されている。

第3章 財政

1. 地区予算

「南クリル地区」「クリル地区」とともに2002年まで財政赤字が続いていたが、2003年は両地区ともに黒字に転じた。「南クリル地区」はその後も黒字を維持しているが、「クリル地区」は2004年に赤字になり、2005年に黒字に転じるものの、2006年には再び赤字となり、2007年、2008年は黒字となっている。

歳入においては両地区とも、「付加価値税」の占める割合が多いが、それを上回るサハリン州からの「無償の繰り入れ」がある。

「南クリル地区」では、2005年の歳入の6割近くが「付加価値税」であるが、2006年は税外収入のデータ等が明らかになっていないものの、「付加価値税」が減少したにもかかわらず、歳入は倍増している。2007年の歳入では、「付加価値税」収入は2005年とほとんど変わらないが、サハ

12 「ロシア連邦の裁判所制度に関する憲法的法律」(1996年12月31日付公布、1997年1月1日施行)、第28条第1項

13 「ロシア連邦における治安判事に関する連邦法 N188-F3」(1998年12月17日付公布) 第4条。

14 「サハリン州における裁判区と治安判事の導入と廃止の制度に関するサハリン州法の変更に係る」サハリン州法 (2008年5月27日付公布) 第1条。

表3-2 歳入・歳出の内訳

(単位：百万ルーブル)

区 分	「南クリル地区」				「クリル地区」			
	2005年	2006年	2007年	2008年	2005年	2006年	2007年	2008年
歳 入	222.2	433.9	545.5	1111.6	192	278.1	339.9	756.5
税 収								
うち組織利潤税	1.6	-	-	-	5	-	-	
付加価値税	128.9	79.5	125.2	137.4	80.9	70.9	88.2	90.4
物品税	0.9	0.2	0.4	0.1	1.4	0.1	0.3	0.1
税外収入	79.2	-	406.3	953.9	96.8	-	223.9	636.2
うち「無償の繰り入れ」	79.2	406.3	953.9	96.8	-	-	223.9	636.2
	210.6	-	-	184.1	-	-	-	-
その他 (計算値)	11.6	-	-	7.9	-	-	-	-
歳 出	200.8	41.7	534.1	882.7	188.8	313.2	320.2	629.1
うち国家的事業	31.5	50.6	97.7	87.7	30	31.3	42.3	64.2
安全保障・治安	11.3	1.1	1.1	2.1	8.5	2.7	1.9	1.4
「国民経済」	12.4	208.4	166.3	240	21.9	143.5	112.9	302.5
教育	49	65.1	87.3	191.8	38.6	60.1	65.8	103.7
保険・スポーツ	38.2	49.4	65.4	97.7	18.8	31.2	42.5	66.7
社会政策	1.6	1.6	6.1	6.1	1.7	2.9	4	5.3
住宅・公営事業	22.8	25	90.2	223.1	54.2	29.2	35.5	63.9
	166.8	401.2	514.1	-	173.7	301.1	304.9	-
その他 (計算値)	34	16.5	20	-	15.1	12.1	15.3	-
収 支	21.4	16.2	11.4	228.9	3.2	-35.1	19.7	127.4

出典：連邦国家統計庁サハリン州局編「南クリル地区のパスポート」(2009年)、「クリル地区のパスポート」(2009年)

東北アジア通信

リン州からの「無償の繰り入れ」が増え、歳入はさらに増加した（前年比23%）。2008年も「無償の繰り入れ」はさらに増えており、歳入は前年から倍増している。

「クリル地区」の歳入も州からの無償の繰り入れに依存している。2005年時点では州からの無償の繰入金は歳入の半分程度だったが、2007年には7割近く、2008年には8割強を占めている。歳入の前年比伸び率についても、「南クリル地区」同様の傾向が見られ、2006年は44.8%増、2007年は22.2%増、2008年は122.5%増となっており、急激に増加している。

2. 「『クリル』諸島社会・経済発展計画」

「南クリル地区」「クリル地区」などの地域発展のために、ロシア政府は連邦計画「1994年～2005年『クリル』諸島社会・経済発展計画」を実施してきたが、2005年になり、各地区行政関係者、サハリン州及び連邦政府の間で、このプログラムの延長が討議されはじめ、同年10月には、今後10年の「クリル諸島」向け投資計画が、約160億ルーブル（約619億2,000万円¹⁵）の予算規模の構想として提示され、同年12月、連邦政府は「2007～2015年『クリル』諸島社会・経済発展計画」の概要を承認した。

起案の責任官庁は連邦地域発展省であり、2006年第1四半期の終わりまでに同省はプログラム案を作成し、それを経済発展貿易省（当時）に委ねることとなった。プログラムの個々の内容は、政府機構改変前は、連邦漁業局（農業省）、連邦エネルギー局（産業エネルギー省）、連邦建設局（同省）、連邦航空輸送局（運輸通信省）、連邦通信局（同省）、連邦道路局（同省）、連邦保健局（保健・社会保障省）、科学・教育省がそれぞれ担当することとなった。

2006年8月に、連邦政府は「2007～2015年『クリル』諸島社会・経済発展計画」を承認した。インフレを考慮した総事業費は179億4,170万ルーブル（約767億9,000万円¹⁶）であり、連邦予算から79.2%、州予算から6%、予算外の財源から14.8%を拠出することが見込まれている。計画の柱として、交通インフラ、生物資源基盤、燃料エネルギーコンプレックス、社会インフラの発展が掲げられ、観光振興と鉱物採掘など「クリル」経済の発展に果たす重要な役割についても言及している。第1期（2007～2010年）、第2期（2011～2015年）の2段階で実施され、第1期は交通、エネルギー、社会資本の総合開発、第2期は漁業振興、観光振興、鉱物資源の開発など産業振興が目標とされ、最終的に「クリル諸島」の財政的な自立が目的とされる。また、1年ごとに計画の効率が評価され、社会情勢の変化に応じ

た修正が行われることになっている。

なお、サハリン州議会では「2007～2015年『クリル』諸島社会・経済発展計画」に盛り込まれていない、一般道路の維持管理等をはじめとする重要案件に対処するため、州レベルで独自の「クリル」発展計画を策定するよう州行政府に求める動きがある。

2006年12月にロシア連邦会計検査院が行った「1994～2005年サハリン州『クリル』諸島社会・経済発展計画」の監査結果によると、計画には予定の21.2%に当たる32億ルーブル（約136億9,600万円¹⁶）の連邦予算が拠出されたが、少ない予算を分散して各事業に充てたために未完の事業が多く、交通インフラや社会分野、公共サービス、投資環境等の整備が進まず、住民の生活向上に至らなかったとしている。また、予算の執行状況に対する内外の管理体制や専門監査の欠如といった問題も指摘された。

一方、「2007～2015年『クリル』諸島社会・経済発展計画」の2007年の予算は、予定通り執行された。23億ルーブル以上（約105億8,000万円以上¹⁷）が支出され、択捉島別飛（「レイドボ村」）の電力関連施設再建、「オケアン」地熱発電所工事、パラムシル島ヘリポートの建設が進められた。しかし書類の処理が遅く、迅速な予算執行に問題が生じていたため、連邦政府は2008年3月に規則を変更し、申請から1ヶ月以内の書類処理を義務付けた。

2008年の開発予算は、2008年5月の発表では、総額27億ルーブル（約112億5,900万円¹⁸）で、その内訳は、連邦予算約25億ルーブル（約104億2,500万円¹⁸）、州予算約1億1,100万ルーブル（約4億6,300万円¹⁸）、予算外の基金3,000万ルーブル（約1億2,510万円¹⁸）であったが、実際に拠出されたのは23億1,310万ルーブル（約96億4,600万円¹⁸）で、内訳は連邦21億7,500万ルーブル（約90億7,000万円¹⁸）、州1億3,730万ルーブル（約5億7,300万円¹⁸）、地区80万ルーブル（約333万6,000円¹⁸）であった。

2008年の主要事業は、択捉島別飛の送電網の整備、紗那の分配施設整備、内岡港の第1、2、5 桟橋の再建、パラムシル島セベロクリリスクのヘリポート建設、熱供給システムの再建であった。これに加え、州の予算でパラムシル島、色丹島、国後島に住宅建設が行われた。実施された工事の費用は21億7,850万ルーブル（約90億8,400万円¹⁸）で、内訳は連邦予算から20億5,780万ルーブル（約85億8,100万円¹⁸）、州予算から1億1,990万ルーブル（約5億円¹⁸）、自治体予算から80万ルーブル（約333万6,000円¹⁸）が拠出された。

なお、2008年の世界金融危機により、当プログラムの実

15 1ルーブル＝3.87円（2005年中央銀行の平均為替レート）で換算。

16 1ルーブル＝4.28円（2006年中央銀行の平均為替レート）で換算。

17 1ルーブル＝4.6円（2007年中央銀行の平均為替レート）で換算。

18 1ルーブル＝4.17円（2008年中央銀行の平均為替レート）で換算。

東北アジア通信

施にも大きな影響があった。2009年は、連邦予算から22億3,040万ルーブル（約65億3,500万円¹⁹）が出資される予定であったが、金融危機の影響で27%削減された。2009年にプログラム実施に費やされた実際の金額は、連邦予算から14億3,100万ルーブル（約41億9,300万円¹⁹）、州予算から1億7,103万6,000ルーブル（約5億113万円¹⁹）、自治体予算から409万3,000ルーブル（約1,199万2,500円¹⁹）であった。

2009年の事業として、色丹島では斜古丹～穴澗の道路再建、ヘリポート建設、国後島では古釜布～泊（「ゴロブニノ村」）の道路再建、棧橋整備、暖房と水道の供給体制の改善、択捉島では紗那の港湾整備が進められた。これら主要事業の達成状況は60%～90%と伝えられている。また、12月には紗那で新しい病院が完成した。この病院は5棟から成っており、そのうち1つは診療所で、一交代の勤務時間に100人の受け入れが可能とされている。2009年夏にはこの病院の職員住宅（8戸入りアパート1棟）の建設も始まっている。

2010年も予算は若干削減される見通しだが、その削減額は、6,600万ルーブル（約2億円²⁰）前後と低めに見積もられており、予算総額は20億ルーブル（約60億4,000万円²⁰）を超えると見られている。2010年には、古釜布、別飛、斜古丹の3つの幼稚園の引渡しが行われる予定である。

19 1ルーブル＝2.93円（2009年中央銀行の平均為替レート）で換算。

20 1ルーブル＝3.02円（2010年1～3月中央銀行の平均為替レート）で換算。

第4章 人口

1. サハリン州の人口

2009年1月1日現在のサハリン州の人口は51万4,520人で、2008年1年で人口の0.8%に当たる4,019人の減少が見られた。サハリン州全体で見ると死亡数は出生数を1,241人上回り、流出は流入を2,893人上回った。特に流出から流入を差し引いた数は昨年の2倍となった。人口の自然増と流入増が見られたのはユジノサハリンスクとその周辺、アニワ地区、「南クリル地区」であった。

2. 北方四島の人口分布

北方四島のロシア人人口は1980年代、増加傾向にあったが、1991年末にソ連邦が崩壊すると、経済・社会の混乱により減少傾向に転じた。さらに、1994年10月に起きた北海道東方沖地震で北方四島は大きな被害を受け、サハリンやロシア本土に移住する島民が続出した。

国後島の人口は2003年から2008年まで僅かながらも増加傾向にあったが、2009年には微減となった。反対に、色丹島では、2008年まで人口が減少していたが、2009年には微増に転じた。択捉島では、2000年代に入ってから人口の減少傾向が続いている。

2009年1月1日現在で、国後島に6,937人、色丹島に3,252人、択捉島に6,157人、合計1万6,346人の住民がいるが、歯舞群島には「国境警備局職員」以外の居住者はいない。

表4-1 「南クリル地区」の人口

（単位：人、1月1日）

区 分	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
「南クリル地区」	9,844	9,892	9,970	10,011	10,168	10,189
国後島	6,622	6,697	6,801	6,885	7,044	6,937
「ユジノクリリスク町」（古釜布）	5,897	5,973	6,081	6,166	6,331	6,465
「メンデレーエボ村」	62	62	62	62	62	65
「オトラダ村」（近布内）	168	168	167	168	168	176
「ゴロブニノ村」（泊）	138	138	138	136	134	128
「ドゥボボエ村」	357	356	353	353	349	103
色丹島	3,222	3,195	3,169	3,126	3,124	3,252
「クラボザボツコエ村」（穴澗）	1,008	933	925	922	922	971
「マロクリリスコエ村」（斜古丹）	2,214	2,262	2,244	2,204	2,202	2,281

出典：連邦国家統計庁サハリン州局編「クリル3地区の社会経済状況」（2009年）

※ 2003年、2004年は国勢調査の結果に基づく。

東北アジア通信

表4-2 「クリル地区」²¹の人口

(単位：人、1月1日)

区 分	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年
「クリル地区」	6,954	6,904	6,739	6,602	6,387	6,157
択捉島	6,954	6,904	6,739	6,602	6,387	6,157
「クリリスク市」 (紗那)	2,127	2,077	2,005	1,911	1,795	1,719
「キトーボエ村」 (内岡)	620	620	602	576	579	567
「ルイバキ村」 (ありもふ (有萌))	19	17	20	20	20	20
「ブレベスニク村」 (てんむい (天寧))	187	189	193	193	187	183
「ゴールノエ村」	1,230	1,230	1,202	1,211	1,191	1,143
「レイドボ村」 (別飛)	1,021	1,021	1,007	971	944	931
「ガリヤーチェ・クリュチ村」 (瀬石)	1,750	1,750	1,710	1,720	1,671	1,594

出展：連邦国家統計庁サハリン州局編「クリル3地区の社会経済状況」(2009年)

※ 2003年、2004年は国税調査の結果に基づく。

21 「クリル地区」は択捉島、得撫島、新知島で構成されるが、得撫島、新知島には居住者がいない。

3 人口構成

北方四島の人口構成は、サハリン州全体と比較すると、高齢人口（男性60歳以上、女性55歳以上）の比率が低く、生産可能年齢人口（男性16歳以上60歳未満、女性16歳以上55歳未満）の比率が高くなっている。

「南クリル地区」では生産可能年齢人口のうち男性が66.6%、女性が33.4%を占める。年少人口は2003年をピークに減少していたが、2007年前年比1.8%に増加し、2008年も同水準を維持している。これは減少していた男性人口が、2007年、2008年に大幅に増えたためである。とはいえ、

男性人口の比率は依然として低い。

「クリル地区」では生産可能年齢人口が減少しており、2007年は2006年に対し2.0%減少、2008年は2007年に対し3.6%減少した。生産可能年齢人口のうち男性が68.9%、女性が31.1%を占める。性別で増加率を見ると、男性は対前年比マイナス2.5%、女性は同マイナス5.9%となり、女性の生産年齢人口の減少が著しい。なお、2007年における男性生産年齢人口は同マイナス1.3%、女性は同マイナス3.4%だった。

表4-3 年齢層別の人口構成

(単位：％、1月1日、日本…10月1日)

区 分	年少人口			生産可能年齢人口			高齢人口		
	男女16歳未満			男性16歳以上60歳未満、 女性16歳以上55歳未満			男性60歳以上、 女性55歳以上		
	2006年	2007年	2008年	2006年	2007年	2008年	2006年	2007年	2008年
サハリン州	16.7	16.5	16.4	67.5	67.0	66.4	15.8	16.5	17.2
「南クリル地区」	13.2	13.4	13.6	79.2	78.1	76.9	7.6	8.5	9.5
「クリル地区」	13.7	13.0	12.4	79.8	79.8	79.6	6.6	7.2	8.0
	年少人口			生産年齢人口			老年人口		
	男女15歳未満			男女15歳以上65歳未満			男女65歳以上		
日 本	13.6	13.5	13.5	65.5	65.0	64.5	20.8	21.5	22.1

出典：連邦国家統計庁サハリン州局編「南クリル地区のパスポート」(2009年)、「クリル地区のパスポート」(2009年)、「クリル3地区の社会経済状況」(2009年)

日本の数値は、統計局 HP (<http://www.stat.go.jp/>)

東北アジア通信

表 4-4 「南クリル地区」の人口構成

(単位：人、1月1日)

区 分	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
人口	9,405	9,640	9,756	9,844	9,892	9,970	10,011	10,168
男性	5,603	5,762	5,847	5,926	5,938	5,969	6,000	6,140
女性	3,802	3,878	3,909	3,918	3,954	4,001	4,011	4,028
年少人口	1,429	1,469	1,476	1,475	1,454	1,321	1,345	1,384
男性 (16 歳未満)	719	-	744	757	727	603	630	682
女性 (16 歳未満)	710	-	732	718	727	718	715	702
生産可能年齢人口	7,449	7,604	7,698	7,778	7,711	7,894	7,814	7,823
男性 (16 歳以上 60 歳未満)	4,704	-	4,921	4,992	5,014	5,193	5,159	5,209
女性 (16 歳以上 55 歳未満)	2,745	-	2,777	2,786	2,697	2,701	2,655	2,614
老齢人口	527	567	582	591	727	755	852	961
男性 (60 歳以上)	180	-	182	177	197	173	211	249
女性 (55 歳以上)	347	-	400	414	530	582	641	712

出典：連邦国家統計庁サハリン州局編「クリル 3 地区の社会経済状況」(2009 年)、「南クリル地区のパスポート」(2009 年)

表 4-5 「クリル地区」の人口構成

(単位：人、1月1日)

区 分	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
人口	7,225	7,076	7,108	6,956	6,904	6,739	6,602	6,387
男性	4,483	4,413	4,416	4,354	4,308	4,219	4,142	4,025
女性	2,742	2,663	2,692	2,602	2,596	2,520	2,460	2,362
年少人口	1,185	1,175	1,164	1,145	1,023	921	856	792
男性 (16 歳未満)	602	-	587	599	530	465	420	381
女性 (16 歳未満)	583	-	577	546	493	456	436	411
生産可能年齢人口	5,711	5,554	5,582	5,444	5,468	5,375	5,269	5,081
男性 (16 歳以上 60 歳未満)	3,755	-	3,711	3,634	3,660	3,637	3,590	3,501
女性 (16 歳以上 55 歳未満)	1,956	-	1,871	1,810	1,808	1,738	1,679	1,580
老齢人口	329	347	362	367	413	443	477	514
男性 (60 歳以上)	126	-	118	121	118	117	132	143
女性 (55 歳以上)	203	-	244	246	295	326	345	371

出典：連邦国家統計庁サハリン州局編「クリル 3 地区の社会経済状況」(2009 年)、「クリル地区のパスポート」(2009 年)

TOPICS

東北アジア学術交流懇話会 会則の改正 ＝ 運営の議決権を、理事会から総会へ ＝

平成22年12月11日(土)、仙台市戦災復興記念会館で「東北アジア学術交流懇話会平成22年度第2回総会」が30名ほどの会員出席のもと開催された。

西沢潤一会長ご挨拶ののち、佐藤源之理事長より「平成21年度決算」、「平成22年度予算・活動状況」、ならびに「本会会則の改正」*など、理事会決議事項の報告がなされた。そのうち改正会則に則っての総会運営がなされ、本会発足時から10余年ご指導いただいた渡邊幸治副会長の後任として、吉田進理事長が推薦され全員一致で副会長に選出された。

*[会則改正の趣旨と経緯] 従来の会則には、理事会が本会の事業を議決し執行する旨の記述はあるが、総会については必要に応じて開催との他は規定がなかった。

現時点で本会と類似の団体会則を調べてみると総会に議決権を委ねているケースが多く、本会も改正の方向で検討すべき事が理事会で指摘され、平成22年春から準備が進められ、平成22年11月24日の理事会で改正成文(下記)が決定された。

なお総会に先立ち、同会場で東北アジア研究センター主催・本会協賛の「東北アジア研究センター公開講演会」(概要:ニューズレター「CNEAS」第48号4頁)が、また総会ののち、近くのホテルで懇話会の懇親会が開催された。



総会でご挨拶される西沢会長

東北アジア学術交流懇話会 会則

第1章 総 則

第1条 本会は、東北アジア学術交流懇話会と称する。

第2条 本会は、事務所を仙台市青葉区川内41

東北大学東北アジア研究センター内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、東北大学東北アジア研究センターが行う、東北アジア地域の学術機関および科学技術機関等との交流を助成し、その発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 東北大学東北アジア研究センターにおける研究の援助促進、およびその成果の活用。
2. 東北アジア地域の学術、文化、科学技術に関する共同研究と研究者交流の支援。
3. 東北アジア地域の学術、文化、科学技術に関する研究会、講演会および講習会等の開催。
4. 東北アジア地域に関する学術情報のニューズレター等による提供。
5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員および役員

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同する法人および個人を会員とする。会員は次の2種類とする。

1. 一般会員 (法人会費1口年額5万円または個人会費年額5千円を納める者)。
2. 賛助会員 (法人会費2口年額10万円以上を納める者、または会費とは別に寄付金を納めた者)。

第6条 本会は、次の役員を置く。

1. 会 長 1名 会の事業を総覧する。
2. 副会長 2名 会長を補佐する。
3. 顧問 若干名 必要に応じて会の運営を助言する。
4. 理事長 1名 本会の事業の執行を掌握し、会を代表する。
5. 理 事 若干名 会の事業を執行する。

6. 監 事 2名 会の事業及び会計を監査する。

7. 委 員 若干名 理事を補佐する。

第7条 会長および副会長は、理事の中から総会において選出する。

第8条 理事長は、東北大学東北アジア研究センター長の職にある者をあてる。

第9条 理事は、会員の推薦により総会において選出する。

第10条 監事は、会員の推薦により総会において選出する。

第11条 委員は必要に応じて、東北大学東北アジア研究センターに所属する会員の中から、理事長が委嘱する。

第12条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第4章 会 議

第13条 議決機関として総会を毎年1回開催し、会長がこれを招集する。ただし必要があるときは臨時に総会を開催することができる。

総会は、会員の過半数の出席(委任状によるものを含む)をもって成立する。

総会での議決は出席会員の過半数の賛成による。

総会は以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び決算・収支予算
- (4) その他会の運営に関する重要事項

第14条 理事会は理事により構成され、必要に応じて理事長が招集する。

第15条 委員会は、東北大学東北アジア研究センターに所属する理事および委員によって構成される。

委員会は、必要に応じて理事長が招集する。

附 則

- 1 本会則は平成11年4月27日より施行する。
- 2 平成16年9月1日 変更。
- 3 平成22年11月24日 変更

(文責:事務局)



「うしとら」の月号の目玉は東さんによる「北方領土の現状」である。この優れた長文の報告は、その歴史と現状を知り、将来を考えるための基礎として重要だと思う。吉田さんの「日本の対口政策」も最近数年間の対口関係を要領よく総括し、警鐘を鳴らしている。

(石渡 明)

《うしとら》(東北アジア学術交流懇話会ニューズレター) 第49号 2011年4月30日発行

発行 東北アジア学術交流懇話会

〒980-8576 宮城県仙台市青葉区川内41 東北大学東北アジア研究センター気付

PHONE 022-795-6081 FAX 022-795-3599

http://www.cneas.tohoku.ac.jp/gon2/ E-mail: gon@cneas.tohoku.ac.jp